

発電事業を営むものは、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出る必要があります。

- 事業の届出(電気事業法第27条の27)
- 届出事項変更の届出(電気事業法第27条の27第3項)
- 事業の継承の届出(電気事業法第27条の29による第2条の7の準用)
- 事業の休止・廃止・解散の届出(電気事業法第27条の29による第27条の25の準用)

解説9 経済産業大臣からの報告徴収・立入検査・業務改善命令

○報告の徴収

経済産業大臣は、必要な限度において、電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができます。

(電気事業法第106条第3項)

○立入検査

経済産業大臣は、必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができます。

(電気事業法第107条第2項)

○業務改善命令

経済産業大臣は、電気の利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その発電事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができます。

(電気事業法第27条の29による第27条の準用)

関連条文

第二条の七第1項、第2項

(承継)

第二条の七 小売電気事業の全部の譲渡しがあり、又は小売電気事業者について相続、合併若しくは分割(小売電気事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、小売電気事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該小売電気事業

の全部を承継した法人は、小売電気事業者の地位を承継する。ただし、当該小売電気事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該小売電気事業の全部を承継した法人が第二条の五第一項各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により小売電気事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

関連条文

第二十七条

(業務改善命令)

第二十七条 経済産業大臣は、事故により電気の供給に支障を生じている場合に一般送配電事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他一般送配電事業の運営が適切でないため、電気の使用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、一般送配電事業者に対し、電気の使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その一般送配電事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、一般送配電事業者が第十七条第五項の規定に違反したときは、一般送配電事業者に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

第二十七条の二

(会計の整理等)

第二十七条の二 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

2 一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、前項に規定する財務計算に関する諸表を経済産業大臣に提出しなければならない。

関連条文

第二十七条の三

(償却等)

第二十七条の三 経済産業大臣は、一般送配電事業の適確な遂行を図るため特に必要があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、一般送配電事業の用に供する固定資産に関する相当の償却につき方法若しくは額を定めてこれを行うべきこと又は方法若しくは額を定めて積立金若しくは引当金を積み立てるべきことを命ずることができる。

第二十七条の二十五

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散)

第二十七条の二十五 特定送配電事業者は、その事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 特定送配電事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産手続開始の決定による場合にあっては、破産管財人)は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

関連条文

第二十七条の二十七

(事業の届出)

第二十七条の二十七 発電事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
- 三 発電事業の用に供する発電用の電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力
- 四 事業開始の予定年月日
- 五 その他経済産業省令で定める事項

第二十七条の二十八

(発電等義務)

第二十七条の二十八 発電事業者は、一般送配電事業者に、その維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いてその一般送配電事業の用に供するための電気を発電し、当該電気を供給することを約しているときは、正当な理由がなければ、発電及び電気の供給を拒んではならない。

関連条文

第二十七条の二十九

(準用)

第二十七条の二十九 第二条の七第一項本文及び第二項、第二十七条第一項、第二十七条の二、第二十七条の三並びに第二十七条の二十五の規定は、発電事業者に準用する。この場合において、同条第一項中「事業の全部又は一部」とあるのは、「事業」と読み替えるものとする。

第二十八条の十一

(加入義務等)

第二十八条の十一 電気事業者は、推進機関にその会員として加入しなければならない。

2 第二条の二の登録を受けて小売電気事業を営もうとする者、第三条の許可を受けて一般送配電事業を営もうとする者、第二十七条の四の許可を受けて送電事業を営もうとする者、第二十七条の十三第一項の届出をして特定送配電事業を営もうとする者及び第二十七条の二十七第一項の届出をして発電事業を営もうとする者は、その登録若しくは許可の申請又は届出に先立って、推進機関に加入する手続をとらなければならない。ただし、その者が推進機関の会員であるときは、この限りでない。

3 前項の規定により推進機関に加入する手続をとつた者は、項の登録を受けた時、同項の許可を受けた時又は同項の届出が受理された時に、推進機関の会員となる。

4 電気事業者は、推進機関に加入した場合には、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4-24

関連条文

第二十八条の四十第1号

(業務)

第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。

(目的)

第二十八条の四 広域的運営推進機関(以下「推進機関」という。)は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。

関連条文

第二十九条

第二十九条 電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用についての計画(以下「供給計画」という。)を作成し、当該年度の開始前に、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

2 推進機関は、前項の規定により電気事業者から供給計画を受け取つたときは、経済産業省令で定めるところにより、これを取りまとめ、送配電等業務指針及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して、当該年度の開始前に、経済産業大臣に送付しなければならない。

3 電気事業者は、供給計画を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。

4 第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二項中「これを取りまとめ、」とあるのは「これを」と、「当該年度の開始前に」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。

5 経済産業大臣は、供給計画が広域的運営による電気の安定供給の確保その他の電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るため適切でないとき、電気事業者に対し、その供給計画を変更すべきことを勧告することができる。

6 経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、電気事業者に対し、次の事項を命ずることができる。ただし、第三号の事項は、卸電気事業者に対しては、命ずることができない。一 一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者に電気を供給すること。

二 振替供給を行うこと。

三 電気の供給を受けること。

四 電気事業者に電気工作物を貸し渡し、若しくは電気事業者から電気工作物を借り受け、又は電気事業者と電気工作物を共用すること。

五 前各号に掲げるもののほか、広域的運営を図るために必要な措置として経済産業省令で定めるものをとること。

4-26

関連条文

第三十一条第1項

(供給命令等)

第三十一条 経済産業大臣は、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において公共の利益を確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは電気事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。ただし、第一号に掲げる事項は送電事業者に対して、第二号に掲げる事項は小売電気事業者及び発電事業者に対して、第三号に掲げる事項は、送電事業者及び発電事業者に対しては、命ずることができない。

一 小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者に電気を供給すること。

二 小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者に振替供給を行うこと。

三 電気事業者から電気の供給を受けること。

四 電気事業者に電気工作物を貸し渡し、若しくは電気事業者から電気工作物を借り受け、又は電気事業者と電気工作物を共用すること。

五 前各号に掲げるもののほか、広域的運営による電気の安定供給の確保を図るために必要な措置をとること。

4-27

関連条文

第百六条第3項

(報告の徴収)

第百六条 第3項 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

第一百七条第2項

(立入検査)

第一百七条 第2項 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5章 発電事業者に該当する場合及び 発電事業者に該当しない場合の双方 に係る責務に関するQ&A

5章 発電事業者に該当する場合及び発電事業者 に該当しない場合の双方に係る責務に関する Q&A 目次

	ページ
1. 責務の概要	
Q5-1 発電事業者への該当の有無に関わらず、市町村等のごみ発電施設に求められる改正電気事業法上の義務とは何ですか。	…5-4
2. 計画値同時同量とインバランス	
Q5-2 市町村等のごみ発電施設では、いつ、誰が、どのような手続き（契約、届出等）をしなければならないのですか。	…5-6
解説 マスターデータの登録	
Q5-3 計画値同時同量制度とは何ですか。	…5-9
解説 実同時同量と計画値同時同量	
Q5-4 計画値同時同量は、いつ、誰が、どのように確認するのですか。	…5-11
Q5-5 計画値同時同量は、市町村等のごみ発電施設毎に確認されるのですか。	…5-12

	ページ
Q5-6 インバランス料金単価はどのように算定されるのですか。	…5-13
Q5-7 インバランスの清算手続きはどのように行いますか。	…5-14
3. FIT制度と計画値同時同量制度を進めるための特例制度	
Q5-8 市町村等のごみ発電施設が計画値同時同量のルールに適用されないケースはあるのですか。	…5-15
解説 1 実同時同量を選択する小売電気事業者への販売	
解説 2 FIT制度と計画値同時同量制度を進めるための特例制度	
Q5-9 市町村等のごみ発電施設は、特例制度①と特例制度②のどちらが適用されるのですか。	…5-21
Q5-10 どちらの特例制度を適用するか、いつ、誰が選択して、どこに申請するのですか。	…5-22
Q5-11 ごみ発電のうちバイオマス分に対応するものがFITとして適応されていますが、FIT特例制度において非バイオマス分の扱いはどうなりますか。	…5-23
Q5-12 RPS電源はFITと同様の特例が適用されますか。	…5-23

Q5-1

発電事業者への該当の有無に関わらず、市町村等のごみ発電施設に求められる改正電気事業法上の義務とは何ですか。

1. 責務の概要

A5-1

電気事業法上の発電事業者に該当するか否かに関わらず、発電を行うものがシステムを利用する場合は、基本的に計画値同時同量制度に伴う系統利用ルールの対象となり、下記の義務が発生します。自己託送についても同様です。

- ①一般送配電事業者との発電量調整供給契約(発電側インバランス供給の契約)の締結 (⇒Q6-1参照)
- ②一般送配電事業者への発電計画等の提出(広域機関を経由) (⇒Q6-2参照)
- ③一般送配電事業者との発電側インバランスの調整

総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループ 第7回,第11回資料より

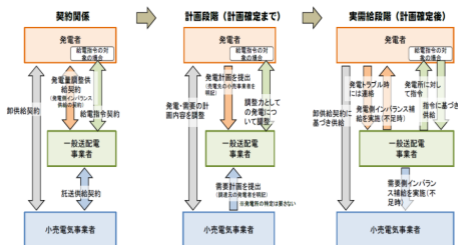
(続く)

5-4

(続き)

1. 責務の概要

上記①～③は下図の契約関係、計画段階、実需給段階(計画確定後)の各段階に対応します。



総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループ 第7回資料より

5-5

Q5-2

市町村等のごみ発電施設では、いつ、誰が、どのような手続き（契約、届出等）をしなければならないのですか。

2. 計画値同時
同量とイン
バランス

A5-2

(1) 発電事業者に該当する場合

発電事業者としての責務については、「4章 発電事業者の責務」をご参照下さい。OCCTOシステムへの基本情報登録については以下の解説を参照下さい。

(2) 発電事業者に該当しない場合

- ① 一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結する
注：FIT特例適用の有無、小売電気事業者の発電バランシンググループへの帰属、バランシンググループ形成（⇒Q5-8参照）により締結の必要性が異なります（平成28年4月1日以降）。
- ② 小売電気事業者と「卸供給契約」を締結する（継続を含む）
- ③ OCCTOシステムに事業者、発電所としての基本情報（マスターデータ）を登録する（⇒解説）

5-6

解説 マスターデータ登録

2. 計画値同時
同量とイン
バランス

ライセンス区分、同時同量種別	各契約者 各事業者	契約者 異同時同量	契約者 計画値同時 同量	発電 契約者	発電契約者 以外の発電 事業者	発電事業者 以外の発電者	連系線利用者 (契約者 発電契約者等)
BGの種別 (高圧・発電)、 電圧区分、B Gの代表者 コード	事業者マスター	○	○	○	○	○	
	BGマスター		○※1	○			
	計量機出力マスター			○			
発電契約者 の事業者 コード	需要計画・調整計画マスター	○	○※1				
	発電計画・販売計画マスター	○(C-1)		○			
発電計画販 売計画に含 まれるBG コードなど	連系線利用計画マスター※2						○※2
	発電所マスター			○	○	○	

発電事業者の場合に必要

※1 複数の契約者の場合は、代表契約者が登録をお願いします。

※2 現在登録されている連系線利用計画の連系線利用計画マスターは、一般電気事業者の送配電部門が作成します。

解説 マスターデータ登録（登録開始時期）

2. 計画値同時 同量とイン バランス

1 計画値同時同量、実同時同量の計画※1
を提出する事業者

契約者（計画値同時同量）
発電契約者
契約者（実同時同量）

・1月より登録開始
・2月15日までに登録申請

2 ①を除く供給計画を提出する事業者

小売電気事業者
送配電事業者
発電事業者

・事業者コードを取得していない発電事業者は2月15日までに登録申請
・供給計画の案の提出までに事業者マスターに追加情報を登録

3 ①、②以外の発電者※2

・4月以降に発電所マスターに追加情報を登録
・ただし、小売電気事業者がまとめて登録する場合や既に小売電気事業者により登録済みとなっている場合があるので、契約する小売電気事業者に確認して下さい。

※1 計画値同時同量：需要・調達計画、発電・販売計画、連系統利用計画
実同時同量：需要計画、発電計画

※2 ①、②に該当しない再エネ事業者や自家発電設置者など

発電事業者向け説明会（平成28年1月20日、OCCTO）配布資料を基に作成
再エネ事業者様および自家発電設置者様のマスターデータ登録について
（平成28年1月29日、OCCTO）

5-8

Q5-3

計画値同時同量制度とは何ですか。

2. 計画値同時 同量とイン バランス

A5-3

発電者*および小売電気事業者の各々が、30分毎に発電計画（または需要計画）と発電実績（および需要実績）を一致させるように調整を行う制度です。実供給量が計画値を逸脱した場合は、インバランスとして一般送配電事業者から調整供給を受けるとともに、インバランス料金の支払等、清算を行うこととなります。平成28年4月1日より施行されます。

*系統を利用して発電を行う者

広域機関システムに関する事業者説明会（平成27年10月）（電力広域的推進運営機関）より



総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループ 第3回資料より一部改変

5-9

解説 実同時同量と計画値同時同量

実同時同量

これまで、市町村等のごみ発電では、発電した電力を自己消費、付帯施設への供給後、余剰電力を一般電気事業者あるいは特定規模電気事業者(PPS)に売電してきました。需要と供給のバランスは一般電気事業者あるいはPPSである小売側が行っており(これを実同時同量という)、ごみ発電側は余剰電力を供給するのみで、その変動に対し特にペナルティはありませんでした。すなわち、これまででは、廃棄物発電においてはいわゆる出たなりが許されてきたところです。

計画値同時同量

小売全面自由化(2016年)に伴い、電気事業の種類を見直し、発電(届出)・送配電(許可)・小売(登録)の事業区分に応じた規制体系に移行します。

これは、それぞれの事業者が責任を持って電力を供給し、一般送配電事業者がそのインバランス分を補償供給するものです(これを計画値同時同量という)。

つまり、発電事業者は計画どおりの発電量を供給し、小売事業者は計画どおりに需要家に電力を供給するものであり、その間にインバランス(不足、余剰)が生じた場合に一般送配電事業者がそれを補いインバランス清算するものです。

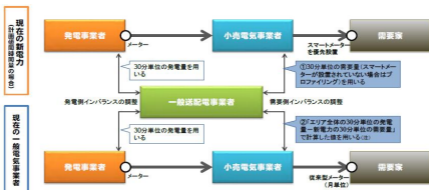
5-10

Q5-4

計画値同時同量は、いつ、誰が、どのように確認するのですか。

A5-4

一般送配電事業者が実際の電力データをもとに計画値と実績値を30分単位で確認し、発電側・需要側の各々のインバランスの調整(不足時の補給、余剰時の買取)をおこないます。



Q5-5

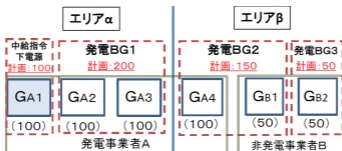
計画値同時同量は、市町村等のごみ発電施設毎に確認されるのですか。

2. 計画値同時同量とインバランス

A5-5

発電バラシンググループ(発電BG)を形成すると、インバランスは発電BGごとに算定されます。発電BGを形成する際の留意点は以下のとおりです。

- ◇発電BGは、電源群で構成することとし、複数の発電者、発電所(発電機)によって構成することが可能です。また、一つの事業者が複数の発電BGに所属することも可能です。
- ◇発電BGは、需要側と同様、各エリア毎に形成することとなります。



総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループ 第10回資料より

5-12

Q5-6

インバランス料金単価はどのように算定するのですか。

2. 計画値同時同量とインバランス

A5-6

以下のようにインバランス料金単価は算出される予定です。

インバランス料金の算定式(案)

インバランス精算単価 = スポット市場価格と1時間前市場価格の30分毎の加重平均値(注) × α + β

(注)1時間前市場の値みが乏しい状況では主にスポット市場の価格によって決まることとなる。また、1時間前市場については変動する価格を考慮した上で加重平均。

α: 系統全体の需給状況に応じた調整項

【趣旨】インバランス料金が予見しにくい仕組みとすることにより、計画遵守のインセンティブを持たせる。

30分ごとの需給状況によって、事後的に決まると決まる。

- ・全国大でのインバランスが不足の場合: $\alpha > 1$
 - ・全国大でのインバランスが余剰の場合: $0 < \alpha < 1$
- 【備考】個々の系統利用者が不足か余剰かによるインバランス料金の値重は生じない。

β: 各地域ごとの需給調整コストの水準差を反映する調整項

【趣旨】需給調整コストの水準が地域によって異なる点をインバランス制度において一定程度反映する。

β = 当該エリアの年平均の需給調整コスト - 全国の年平均の需給調整コスト

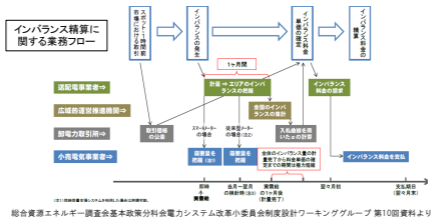
Q5-7

インバランスの清算手続きはどのように行うのですか。

2. 計画値同時同量とインバランス

A5-7

一般送配電事業者が、各エリアの30分毎のインバランス料金単価を算定し、発電契約者*にインバランス料金の請求が行われる予定です。精算は1カ月単位で行われます(託送供給等約款より)。*発電契約者 一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結する者



Q5-8

市町村等のごみ発電施設に計画値同時同量のルールが適用されないケースはあるのですか。

3. FIT制度と計画値同時同量制度を進めるための特例制度

A5-8

以下のケースにおいては、当該市町村等のごみ発電施設が、①一般送配電事業者との発電量調整供給契約、②一般送配電事業者への発電計画等の提出、③一般送配電事業者との発電側インバランスの調整を行う必要はありません。

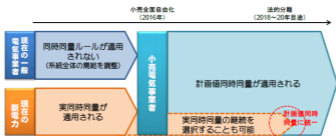
- (1) 実同時同量を継続する小売電気事業者に販売する場合(⇒解説1)
- (2) FIT特例制度①又は②を適用する場合(⇒解説2)
特定供給者と小売電気事業者で特例発電バランシンググループを形成し、小売電気事業者が一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結する。
- (3) 小売電気事業者の発電バランシンググループに帰属する場合
- (4) 当該市町村等を含めた発電バランシンググループを形成し、当該市町村等でない発電者が発電量調整供給契約者となる場合(⇒Q5-5、Q6-1参照)

解説1 実同時同量を継続する小売電気事業者に販売する場合

3. FIT制度と計画値同時同量制度を進めるための特例制度

小売全面自由化後の小売事業者について、既存のPPSについては当面、実同時同量と計画値同時同量の選択制となります。実同時同量を選択した場合における発電者からPPSへの販売分については発電側インバランスの調整は生じず、需要側で調整されることとなります。従って、実同時同量を継続する小売電気事業者に全量を販売する場合は、発電者が発電量調整供給契約を締結する必要はありませんので、発電計画等の提出、インバランス供給の実施、清算もありません(広域機関システムに関する事業者説明会)。

なお、この選択制については、法的発送電離の実施以降(2020年～)においては、計画値同時同量に統一することが検討されているので留意が必要です。



総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループ 第8回資料より 5-16

解説2 FIT制度と計画値同時同量制度を進めるための特例制度

3. FIT制度と計画値同時同量制度を進めるための特例制度

FIT制度は発電量の全量をFIT価格で買い取ることを前提としていますので、計画発電量と同量の電気を買取することを前提としている計画値同時同量制度とは整合性を図る必要があります。

そこで、FIT認定電源については、発電量の全量をFIT価格で買い取る特例制度を適用することが可能です。

	計画発電量の設定主体	インバランスリスクを負う主体	計画発電量の精度向上インセンティブ
特例制度①	一般送配電事業者	一般送配電事業者	一般送配電事業者
特例制度②	小売電気事業者	小売電気事業者	小売電気事業者
通常の計画値同時同量制度	発電事業者	発電事業者	発電事業者

※特例制度①、特例制度②、通常の計画値同時同量制度のいずれかを事業者が選択できます。

総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループ 第10回資料より

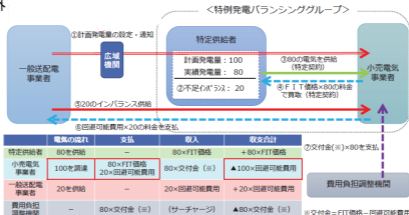
(続く)

(続き)

FIT特例制度①の概要

3. FIT制度と計画値同時同量制度を進めるための特例制度

- ▶ 太陽光および風力の場合は、一般送配電事業者が発電計画値を作成
- ▶ バイオマス等については、小売電気事業者が入力した発電計画を一般送配電事業者が妥当性確認
- ▶ インバランス単価は回避可能単価(インバランスリスクがない)
- ▶ 小売全面自由化後に特定契約を締結する化石燃料混焼バイオマスについては対象外



(続く)

広域機関システムに関する事業者説明会(平成27年10月)(電力広域の推進運営機関)配布資料より

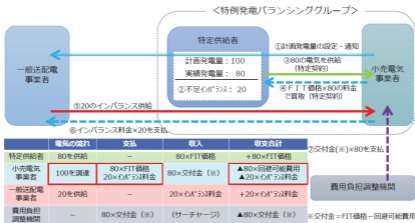
5-18

(続き)

FIT特例制度②の概要

3. FIT制度と計画値同時同量制度を進めるための特例制度

- ▶ 発電計画は特例発電バラシンググループにて作成
- ▶ インバランス単価は通常の単価とする(インバランスリスクがある)
- ▶ すべての再生可能エネルギーが対象



(続く)

広域機関システムに関する事業者説明会(平成27年10月)(電力広域の推進運営機関)配布資料より

5-19

(続き)

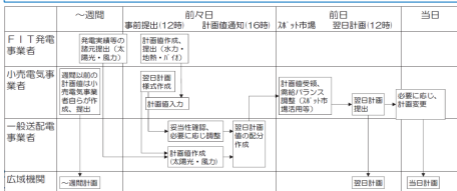
FIT特例制度①を適用する場合の業務フロー概略

3. FIT制度と計画値同時同量制度を進めるための特例制度

◇FIT特例制度①で発電計画(翌日計画)は、一般送配電事業者^注が作成し、小売電気事業者(特例発電BGの契約者)に通知することになります。

注) 太陽光・風力については、一般送配電事業者が発電実績等の諸元に基づきエリア全体の発電量を想定したうえで、特例発電BG毎の発電計画を作成。水力・地熱・バイオマスについては、小売電気事業者が入力した計画を一般送配電事業者が妥当性確認(必要に応じ調整)

◇一般送配電事業者からの発電計画の通知時期は前々日16時、これに先立ち小売電気事業者による計画提出時期は前々日12時とすることを検討中。



広域機関システムに関する事業者説明会(平成27年10月)(電力広域的推進運営機関)配布資料より

5-20

Q5-9

市町村等のごみ発電施設は、特例制度①と特例制度②のどちらが適用されるのですか。

3. FIT制度と計画値同時同量制度を進めるための特例制度

A5-9

ごみ発電など化石燃料混焼でない混焼バイオマスは特例制度①の対象となります。また、特例制度②についてはすべての再生可能エネルギーが対象となります。従って、ごみ発電施設は特例制度①、②のどちらも適用可能です。

	バイオマス			太陽光	風力	地熱	水力
	ごみ発電	現に特定契約を締結しているバイオマス発電	小売全面自由化実施後特定契約を締結する化石燃料を混焼しているもの				
特例制度①	○	○	×	○	○	○	○
特例制度②	○	○	○	○	○	○	○

総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループ 第10回資料を基に作成

5-21

Q5-10

どちらの特例制度を適用するか、いつ、誰が選択して、どこに申請するのですか。

3. FIT制度と計画値同時同量制度を進めるための特例制度

A5-10

- 1) 小売電気事業者が特例制度の①を適用するか②を適用するかを選択します。
- 2) FIT特例制度においては、小売電気事業者が、FIT特例制度の発電バラシンググループ(特例発電バラシンググループ)を形成し、一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結します。
- 3) 従って、小売電気事業者との特定契約締結前に小売電気事業者を確認する必要があります。

5-22

Q5-11

ごみ発電のうち、バイオマス分に対応するものがFIT分として適応されていますが、特例制度においては、非バイオマス分の扱いはどうなりますか。また、FITの買取期間が終了した電源はどうなりますか。

3. FIT制度と計画値同時同量制度を進めるための特例制度

A5-11

ごみ発電のようなバイオマス混焼の場合は、FIT分と非FIT分に分けて発電BGの発電計画を計上することが求められます。また、買取期間終了後の電源は、特例制度の対象外となります。

Q5-12

RPS電源はFITと同様の特例が適用されますか。

A5-12

特例制度はFIT制度と計画値同時同量制度を両立するためのものですので、FIT制度の買取期間終了後やRPS制度に残留している電源については、特例制度の対象外となります。

5-23

6章 一般送配電事業者との契約等に関するQ&A

6章 一般送配電事業者との契約等に関するQ&A目次

	ページ
1. 一般送配電事業者との契約	
Q6-1 一般送配電事業者との発電量調整供給契約とは何ですか。	…6-3
2. 一般送配電事業者との調整等	
Q6-2 市町村等のごみ発電施設の運用上で、一般送配電事業者とどのような調整や手続きを行うのですか。	…6-6

Q6-1

一般送配電事業者との発電量調整供給契約とは何ですか。

1. 一般送配電事業者との契約

A6-1

- ◇計画値同時同量制度においては、計画発電量と実績発電量の差異(インバランス)を一般送配電事業者が調整するため、発電者と一般送配電事業者との間で「発電量調整供給契約」を締結します。この場合の発電者を発電契約者と呼びます。
- ◇計画量に対し実績量が不足し補給した場合の電力を「発電量調整受電計画差対応補給電力量」、余剰となった場合の電力を「発電量調整受電計画差対応余剰電力量」と呼び、一般送配電事業者との間でこのインバランスを清算します。
- ◇発電量調整供給契約は複数の発電所、複数の発電バラシンググループを統合することが可能です。
- ◇託送供給等約款が実施される平成28年4月1日以降に、発電契約者が一般送配電事業者へ発電量調整供給の申し込みを行います(申し込みの要件や記載事項は各社定款を参照してください)。
- ◇実同時同量を継続する小売電気事業者に発電量の全量を販売する場合、FIT特例制度①、②を適用する場合は本契約を締結する必要はありません。
- ◇発電契約者は発電者である必要はありません。(小売電気事業者がなることができます。)

(続く)

6-3

(続き)

発電量調整供給契約と発電バラシンググループとの関係

1. 一般送配電事業者との契約

- ◇1つの発電量調整供給契約には、1つまたは複数の発電バラシンググループ(発電BG)もしくは発電場所を含むことが可能です。
- ◇発電契約者が供給区域内の一般送配電事業者と「発電量調整供給契約」を締結します。
- ◇インバランスは発電BG単位で算定されます。

発電BG単位で
インバランスを算定



広域機関システムに関する事業者説明会(平成27年10月)(電力広域的推進運営機関)配布資料より

(続く)

6-4

(続き)

1. 一般送配電事業者との契約

FIT特例制度における注意点

- ◇ 電気を受電する小売電気事業者が発電バラシンググループを形成し、発電量調整供給契約を締結します(特定供給者が発電契約者にはなりません)。
- ◇ 回避可能単価における激変緩和措置(Q8-1参照)の有無により特定発電バラシンググループを形成します。(激変緩和措置対象発電所とそれ以外の発電所は同一のバラシンググループに所属できません。)
- ◇ 特例制度①と特例制度②は、各々別々に特例発電バラシンググループを形成します。
- ◇ 1つの発電所を、特例制度①と特例制度②に仕分けして複数の特例発電バラシンググループに供給することはできません。

※FIT制度の発電所のみで構成する発電バラシンググループを「特定発電バラシンググループ」と呼びます。

広域機関システムに関する事業者説明会(平成27年10月)(電力広域的推進運営機関)配布資料より

6-5

Q6-2

市町村等のごみ発電施設の運用上で、一般送配電事業者とどのような調整や手続きを行うのですか。

2. 一般送配電事業者との調整等

- ◇ 計画値同時同量制度に伴う発電計画等(発電計画、調達価格、販売計画、連系線利用計画)を電力広域的運営推進機関を通して一般送配電事業者へ提出します。
- ◇ 各種計画は発電量調整供給契約単位で提出します。
- ◇ 発電計画の最終提出後のインバランス実施及びその精算を行います。

各種計画は発電量調整供給契約単位で発電契約者が提出



広域機関システムに関する事業者説明会(平成27年10月)(電力広域的推進運営機関)配布資料より

6-6

7章 小売電気事業者との契約等 に関するQ&A

7章 小売電気事業者との契約等に関するQ&A目次

	ページ
1. 小売電気事業者との契約	
Q7-1 小売電気事業者との卸供給契約とは何ですか。 また、いつ、どのように締結すればよいのですか。	…7-3
2. 小売電気事業者との調整等	
Q7-2 市町村等のごみ発電施設の運用上で、小売電気事業 者とどのような調整や手続きを行うのですか。	…7-4
3. 小売電気事業者との委託契約	
Q7-3 発電事業者あるいは設置事業者としての計画値同時 同量のための発電計画作成及び提出等の作業を小売 電気事業者に委託することは可能ですか。	…7-5

Q7-1

小売電気事業者との卸供給契約とは何ですか。
また、いつ、どのように締結すればよいのですか。

1. 小売電気事業者との契約

A7-1

- ◇従来と同様、発電した電気を小売電気事業者へ売るために結ぶ契約です。
- ◇契約方法、時期等は従来と同様です。
- ◇FITの場合は、別途、小売電気事業者と特定契約を締結します。

7-3

Q7-2

市町村等のごみ発電施設の運用上で、小売電気事業者とどのような調整や手続きを行うのですか。

2. 小売電気事業者との調整等

A7-2

- ◇通常は卸供給契約に基づき実施します。
- ◇FIT特例制度を適用する場合は、小売電気事業者が、FIT特例制度の発電バランスグループ(特例発電バランスグループ)を形成し、送配電事業者と発電量調整供給契約を締結します。
- ◇従って、小売電気事業者との特定契約締結時にFIT特例の適用について小売電気事業者に申請することとなります。
- ◇FIT特例制度①、②において、発電計画等は小売電気事業者が計画を提出するので、発電契約者は計画値を作成し小売電気事業者に提出することとなります。

7-4

Q7-3

発電事業者あるいは設置事業者としての計画値同時同量のための発電計画作成及び提出等の作業を小売電気事業者に委託することは可能ですか。

A7-3

◇卸供給契約のための仕様書に発電者が本来行うべき業務(計画の提出等)を小売電気事業者側で行うよう記載すること等によって、委託することは可能です。

8章 その他の事項に関するQ&A

8章 その他の事項に関するQ&A目次	ページ
Q8-1 FIT制度は今後どのように見直しされますか。	…8-3
解説1 回避可能費用の市場連動性について	
解説2 買取義務者の変更について	
Q8-2 今後の制度改正の動向はどこから情報を得ればよいですか。	…8-13

Q8-1

FIT制度は今後どのように見直しされますか。

A8-1

FIT制度の見直しに向け以下の議論がされています。

- (1) 認定制度の見直しと未稼働案件への対応
 - ・新しいFIT認定においては系統への接続契約締結等を要件化
 - ・既認定案件の取扱
- (2) 長期安定的な発電を可能とする仕組み
 - ・発電事業者の遵守事項(点検・保守や廃棄・リサイクル等)の設定と規律の導入 等
- (3) コスト効率的な導入促進 等
 - ・中長期的な買取価格目標の設定
 - ・入札制度を含めた事業者の競争とコスト低減努力を促す太陽光の買取価格決定方式 等
- (4) リードタイムの長い電源の導入促進
 - ・数年先の案件の買取価格をあらかじめ決定する仕組み 等
- (5) 電力システム改革を活かした導入拡大
 - ・送配電事業者による買取義務等を通じた広域融通 等
- (6) その他
 - ・RPS制度の経過措置

(続く)

(続き)

◇ここでは、回避可能費用の市場連動制への移行について及び買取義務者の変更について解説します。

◇回避可能費用の見直しは、ごみ発電施設が小売電気事業者へ電力供給する売電単価に影響すると見られます。また、買取義務者を一般送配電事業者とする変更は、ごみ発電施設に直接影響はないものの、ごみ発電電力(FIT分)を地域で産地消費する地域エネルギー事業を計画している市町村等には影響があります。

解説1 回避可能費用の市場連動性について

回避可能費用とは

◇「再生可能エネルギー電気の調達をしなかったとしたならば当該再生可能エネルギー電気の量に相当する量の電気の発電又は調達に要することとなる費用」と定義されており、その算定方法は告示によって経済産業省が定めている。

◇FIT電気の買取義務者である小売電気事業者には、費用負担調整機関から交付金が交付される。

交付金＝再生可能エネルギーの買取費用－回避可能費用

(続く)

8-4

(続き)

見直しの背景

- ①電力システム改革を通じ、従来の一般電気事業者を中心としたシステムが改革され、総括原価方式が将来的に撤廃されることから、回避可能費用の価格指標として「一般電気事業者が支出を免れた平均費用ベース」を採用できなくなり、新たな価格指標が必要になる。
- ②電力システム改革を通じ、卸電力市場の流動性が増大し、市場価格の指標としての役割が高まることが期待される。これを踏まえ、小売全面自由化後の「インバランス料金」も市場価格連動になる。
- ③特定規模電気事業者等の現行の回避可能費用は、一般電気事業者の回避可能費用加重平均した値となっており、一部のエリアでは一般電気事業者との競争が阻害されている。
- ④市場価格と現行の回避可能費用の構造的な値差を利用して、小売電気事業者が転売益を得られる状況は国民負担増加に繋がる問題であり、取引所に転売することで、再エネが安く調達できたメリットが需要家に還元されないといった事態を防ぐ必要がある。

小売全面自由化に伴う再エネ特措法施行規則等の改正に関する説明会(経済産業省)(平成27年11月25日)資料より

(続く)

8-5

(続き)

見直しの内容

①回避可能費用単価等を定める告示の改正

◇現行告示において、一般電気事業者の総括原価をベースに一般電気事業者及び特定規模電気事業者(新電力)の回避可能費用単価を異なる方法で規定しているが、平成28年4月1日以降は、回避可能費用単価の算定方法を原則、市場価格連動に移行する。ただし、施行規則の交付日までに特定契約と接続契約の両方を締結済の案件については、5年間、現行の回避可能費用単価を適用する激変緩和措置を設ける。

◇なお、離島については、離島の需給調整に用いる実コストをもとに回避可能費用を定める。

交付:平成28年1月(予定)

施行:平成28年4月1日

小売全面自由化に伴う再エネ特措法施行規則等の改正に関する説明会(経済産業省)(平成27年11月25日)資料より

(続く)

8-6

(続き)

②激変緩和措置の内容

◇回避可能費用の算定方法の見直しの経過措置について、既存小売契約への影響を鑑みて、小売電気事業者が回避可能費用の見直しに伴う採算性の変動分を電気料金に反映させる機関として、一定の激変緩和措置を講ずる。

◇具体的には、運転開始済みの設備及び改正省令の交付日までに接続契約と特定契約が締結済みの設備については、新制度施行後5年間、現状の回避可能費用単価を適用する。

◇ただし、買取を行う小売電気事業者(再生可能エネルギー電気の販売先)を変更する等の場合は、契約関係がリセットされ、新たな買取事業者がその時点からの回避可能費用を織り込むことが可能となるため、新たな回避可能費用単価(市場価格連動の回避可能費用単価)を適用する。

小売全面自由化に伴う再エネ特措法施行規則等の改正に関する説明会(経済産業省)(平成27年11月25日)資料より

(続く)

8-7

(続き)

③激変緩和措置の対象となる案件

- ◇既に運転開始しており、新たな回避可能費用の算定ルールを規定した改正再エネ特措法施行規則等の施行の日までに特定契約に基づき売電を開始している案件
- ◇運転開始には至っていないが、新たな回避可能費用の算定ルールを規定した改正再エネ特措法施行規則等の公布の日までに、特定契約及び接続契約の双方を締結済みの案件

【特定契約を締結済みとは】

- > 電気事業者と特定供給者間で認定発電設備による再エネ電気の売買を約した内容を盛り込まれた契約が締結済みであること。

【接続契約を締結済みとは】

- > 特定規模電気事業者が買取する場合
特定規模電気事業者からの接続供給契約の申し込みに対して一般電気事業者が供給承諾済みであること。
- > 一般電気事業者が買取する場合
特定供給者からの接続契約の申し込みに対して一般電気事業者が供給承諾済みであること。

(続く)

8-8

解説2 買取義務者の変更について

再検討の背景

- ◇現在のFIT制度においては、電気の利用者に直接電気を供給する電気事業者(電気料金を需要家から直接徴収する事業者)である、一般電気事業者・特定電気事業者・特定規模電気事業者に対し、政府が定めた調達価格・調達期間による電気の供給契約(特定契約)の申込みがあった場合には、これらに依るよう義務づけている。
- ◇平成28年4月からの小売全面自由化実施に伴い、従来の電気事業者は、発電事業者、送配電事業者、小売電気事業者に区分されることとなる。これに伴い、現行制度の法制的な枠組みを大きく変更することはないとの整理に基づいて、買取義務者は、電気の利用者に直接電気を供給する電気事業者すなわち小売電気事業者とすることとした。
- ◇一方、昨年秋に接続保留問題が発生。国民負担を最小化しつつ最大限の再生可能エネルギーの受入れを進めるためには、システムの効率的な利用や広域融通の促進が必要となっている。
- ◇こうした観点から、買取義務者を送配電事業者にすべきとの指摘がなされている。

総合資源エネルギー調査会基本政策分科会再生可能エネルギー導入促進関連制度改革委員会(第2回)資料2より

(続く)

8-9

(続き)

小売買取と送配電買取との相違

①小売電気事業者を買取義務者とする場合

個々の小売電気事業者が、認定を受けた再生可能エネルギー電源から生み出された電気を買取り、調達した電気を他の電気と合わせて需要家に供給。



②送配電事業者を買取義務者とする場合 (イメージ)

各エリアの送配電事業者が、認定を受けた再生可能エネルギー電源から生み出された電気を買取り (注: 法的的な整理は別途必要)、小売電気事業者が市場経由又は割付けを通じて引き渡し、小売電気事業者が他の電気と合わせて需要家に供給。



総合資源エネルギー調査会基本政策分科会再生可能エネルギー導入促進関連制度改革委員会(第2回)資料2より

(続く)

8-10

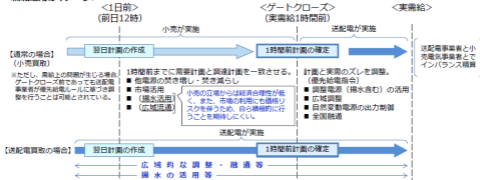
(続き)

送配電買取の主なメリット

①需給運用の柔軟化

- 送配電事業者が需給調整を直接行うため、揚水発電所の活用や広域融通等がより行われやすくなる。

<需給運用のイメージ>



②制度の簡素化

- 発電計画値と発電実績値の差であるインバランスの精算ルールが簡素化する (FITインバランス特例が不要)。
- 買取義務者が自ら出力制御を行うことにより、出力制御時の業務フロー、権利義務関係等が簡素化する。

③その他

- 特定の小売電気事業者への買取の集中が回避され、競争中立的となる。
- 送配電事業者は倒産リスクが非常に低いと見られるため、買取の安定性が保証される。




(続く)

総合資源エネルギー調査会基本政策分科会再生可能エネルギー導入促進関連制度改革委員会(第2回)資料2より

8-11

(続き)

課題：送配電買取における小売電気事業者への引渡方法

方法	電気の流れのイメージ	特徴
①市場経由の引渡し	 <p>送配電事業者 → 卸電力取引所</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 小売への配分が最も経済合理的に行われる。△ 市場規模に比して大量のFIT電気が供出される場合の影響への対応が課題。
②売り先が決まっている場合 (発電・小売双方が希望する場合を想定)	 <p>送配電事業者 → 小売電気事業者</p> <p>※FIT発電事業者と小売との間に個別の契約が締結される。</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 送配電が買い取った上で小売に引渡しを行うので、発電側から見た買取の安定性は保証される。△ 広域融通など、送配電買取のメリットが減殺される。※ 「FIT電気」との表示が可能。
③小売への割付け	 <p>送配電事業者 → 小売電気事業者</p> <p>※個別の電量は特定されず、小売にはkWhだけが渡される。</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 沖縄や離島等、市場が活用できない場合にも売渡しが確保できる。△ 強制的に配分されるため、小売の調達自由度が相対的に低下する。※ 「FIT電気」との表示が可能。

総合資源エネルギー調査会基本政策分科会再生可能エネルギー導入促進関連制度改革委員会(第5回)資料2より

(続く)

8-12

Q8-2

今後の制度改革の動向はどこから情報を得ればよいですか。

A8-2

1. 法改正に伴う各制度の制度設計等について

▷総合資源エネルギー調査会基本政策分科会等の各種委員会は随時開催されており、経済産業省ホームページにおいて各種委員会の議事録や会議資料等が公開されています。

URL http://www.meti.go.jp/committee/gizi_8/18.html

2. 電力広域的運営推進機関(OCCTO)の各種手続き

▷OCCTO主催の説明会は随時開催されており、OCCTOのホームページにおいて議事録や会議資料等が公開されています。

URL <http://www.occto.or.jp/>

3. その他のお問い合わせ

▷一般財団法人日本環境衛生センターまでお問い合わせください。

連絡先 企画・再生可能エネルギー事業部
TEL:044-288-5093 FAX:044-288-5217
email: saiene1@jesc.or.jp

8-13

用語集

用語集

用語	説明
一般送配電事業	自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び発電量調整供給を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。)をいい、当該送電用及び配電用の電気工作物により小売供給を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。)を含む。
一般送配電事業者	一般送配電事業を営むことについて電気事業法(以下「法」)第三条の許可を受けた者。
小売電気事業	小売供給を行う事業(一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。)
小売電気事業者 (新電力・PPS)	小売電気事業を営むことについて法第二条の二の登録を受けた者
発電事業	自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であって、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するもの
発電事業者	発電事業を営むことについて法第二十七条の二十七第1項の規定による届出をした者
発電者	小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業、又は自己託送の用に供する電気を発電し送電系統に電力を流入する者
接続供給	小売供給を行う事業を営む他の者から受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に対して、当該他の者のその小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する量の電気を供給すること

用語集

用語	説明
発電量調整供給	発電用の電気工作物を維持し、及び運用する他の者から当該発電用の電気工作物の発電に係る電気を受電した者が、同時に、その受電した場所において、当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給すること
契約者	一般送配電事業者と接続供給契約または振替供給契約を締結する小売電気事業者、一般送配電事業者、特定送配電事業者または自己等への電気の供給を行なう者
発電契約者	一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結する者
代表契約者	1接続供給契約における契約者を複数とした場合、接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者
インバランス	計画と実績の差異(実同時同量の場合は需要実績と発電実績の差異)
発電バラシシンググループ(発電BG)	発電量調整供給契約におけるインバランスを算定する対象となる単位
特例発電バラシシンググループ	FIT制度の適用を受ける発電所のみからなるバラシシンググループ

用語-2

用語集

用語	説明
発電計画	【計画値同時同量・実同時同量】発電場所における供給電力の計画
販売計画	【計画値同時同量】供給電力を販売する計画
調達計画	【計画値同時同量】需要電力に対する調達の計画
連系線(等)利用計画	地域間連系線を利用するための計画
連系線(等)希望計画	地域間連系線の新規利用(または契約電力を超える増量希望)を申し込む際に希望する計画
長期計画	第3～10年度の計画(連系線(等)利用計画のみ)
年間計画	第1、2年度の計画
月間計画	翌月、翌々月の計画
週間計画	翌週、翌々週の計画

用語-3

用語集

用語	説明
翌日計画	翌日の計画
当日計画	当日の計画。翌日計画を変更する形で提出する
ゲートクローズ(GC)	当日計画(変更)を提出する期限
スポット市場	卸電力取引所(JEPX)にて開設されている、翌日の電気の需給を取引する市場
1時間前市場	卸電力取引所(JEPX)にて平成28年4月より開設予定の、当日の電気需給を取引する市場。1時間前まで取引が行える予定
FIT(Feed in Tariff)	再生可能エネルギーを固定価格にて買い取る制度
激変緩和措置	FIT制度における買取価格を決定する際に用いられる回避可能費用を、発電原価等を参考に算出する費用から市場連動費用に変更する制度に際し、制度適用を猶予する措置